

健全化判断比率等の推移

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、健全化法)と言う。)は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設けています。その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全性を確保することを目的としています。

健全化法では、4つの財政指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率(以下、「健全化判断比率」と言う。))と資金不足比率を公表するよう定められています。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を、いずれも議会の議決を経て定める必要があります。

健全化判断比率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準 (令和3年度)
実質赤字比率	－%	－%	－%	－%	－%	13.21%
連結実質赤字比率	－%	－%	－%	－%	－%	18.21%
実質公債費比率	11.5%	11.7%	11.9%	11.9%	11.5%	25.0%
将来負担比率	－%	－%	－%	－%	－%	350.0%

※比率がマイナスの場合は「－%」で表示しています。

※平成27年度決算以降、将来負担比率は出ていません。

資金不足比率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業会計	－%	－%	－%	－%	－%	20.00%
病院事業会計	－%	－%	－%	－%	－%	20.00%
下水道事業会計	－%	－%	－%	－%	－%	20.00%
電気特別事業会計	－%	－%	－%	－%	－%	20.00%

※各会計とも資金不足が生じていないため、「－%」で表示しています。